

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 トレイダーズ証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(証券コード 8704 大証ヘラクレス S)
問合せ先 常務取締役 C F O 新妻 正幸
(TEL 03-5114-0333 (代表))

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の取締役及び使用人に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、並びに募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に提案することを決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、もって企業価値を向上させることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行する。

2. 新株予約権割当の対象者

当社取締役及び使用人とする。

3. 新株予約権の発行事項

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 14,200 株を上限とする。

但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点において行使されていない新株予約権につき、次の算式によりその目的となる株式の数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端株は、これを切り捨てる。

$$\cdot \text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として株式数を調整する必要を生じたときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。

(2) 発行する新株予約権の個数

14,200 個を上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株とする。但し、前項(1)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数についても同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

株主総会の委任に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権については、金銭の払込みを要しない。

(4) 権利行使価額

(a) 新株予約権 1 個当たりの払込み金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)に、新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各月(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.2 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り捨てる)とする。但し、当該金額が新株予約権発行日の前営業日(平成 18 年 6 月 26 日)の終値(取引が成立していない場合は、その前営業日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

(b) 新株予約権の発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、それぞれの効力発生のときをもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。尚、合併、会社分割、資本減少またはこれらに準じる行為を原因として、行使価額を調整する必要を生じたときも、当該算式に準じて行使価額を調整する。

$$\cdot \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(c) 新株予約権の発行後、行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使によって新株を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込み金額}}{\text{1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、権利行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲内でこれを調整する。

(5) 権利行使期間

平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで。

(6) 行使条件

(a) 新株予約権者は、権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役又は使用人でなければならない。但し、新株予約権の割当を受けた者が取締役である場合は、権利行使の時点において当社又は当社子会社の取締役でなければならない。

- (b) 権利行使の時点で、当社の株価が 250,000 円(当該金額は、行使価額の調整を行うべき事由が生じたときは、行使価額の調整と同様の方法により調整を行う。)以上でなければならない。
- (c) 新株予約権を相続の対象とすることはできない。
- (d) 新株予約権を質権その他の担保権の目的とすることはできない。
- (e) その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約による。

(7) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を得なければならない。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- (a) 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (b) 新株予約権の割当を受けた者が、当社取締役会決議又は同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項によって算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じた 1 円未満の端数は、これを切上げる。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 1 株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に、1 株に満たない端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

以上